

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○地籍調査事業計画の変更(二件)	(地域復興支援課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(二件)	(同)	五
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	(建築宅地課)	五
○開発行為に関する工事の完了(六件)	(建築宅地課)	五
○証票の無効について		七
○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の開催について		七

告 示

○宮城県告示第九百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十七年地籍

調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 弘

一 調査を行う者の名称
柴田町

二 調査地域

変更前	成田字待江等七単位区域 槻木字新松崎等八単位区域 海老穴字梅田等六単位区域
変更後	槻木字新葛岡等六単位区域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百四十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十七年地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 弘

一 調査を行う者の名称

川崎町

二 調査地域

変更前	小野字子地倉山等四単位区域
変更後	大字小野字黒森山等一部七単位区域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六ー一	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局小野田店	加美郡加美町上野原四十四ー一	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
塩竈調剤薬局	塩竈市玉川一丁目九番六十三	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
多賀城調剤薬局	多賀城市中央三丁目十一五	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局	大崎市古川大宮八丁目九ー十四	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局駅南店	大崎市古川駅南一丁目十六	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局駅東店	大崎市古川駅南一丁目十	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
仙台調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字下田中三十五ー二	シップヘルスケアファーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十七年九月一日

二 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
のぎわヘルパーステーション	栗原市築館城生野唐崎五十番地二	株式会社のぎわ	栗原市築館城生野唐崎五十番地二	平成二十七年八月一日

三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六ー一	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局小野田店	加美郡加美町上野原四十四ー一	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
塩竈調剤薬局	塩竈市玉川一丁目九番六十三	株式会社医薬品情報セン ター	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日

多賀城調剤薬局	多賀城市中央三丁目十一番五	株式会社医薬品情報セン	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局	大崎市古川大宮八丁目九一十四	株式会社医薬品情報セン	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局駅南店	大崎市古川駅南一丁目十六	株式会社医薬品情報セン	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
古川調剤薬局駅東店	大崎市古川駅南一丁目十	株式会社医薬品情報セン	大崎市古川駅南一丁目九番地	平成二十七年九月一日
仙台調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字下田中三十五一	シップヘルスケアファーマ	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十七年九月一日

○宮城県告示第九百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があつた。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
				愛心ヘルプサービス大富	黒川郡富谷町ひより台二丁目三十一番一	株式会社愛心ヘルプサービス	仙台市泉区南光台六丁目三十五一〇一〇一	平成二十七年八月一日
				社会福祉法人山元町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	黒川郡富谷町富谷字西沢十七一八	社会福祉法人山元町社会福祉協議会	巨理郡山元町浅生原字作田山三十二番地	平成二十七年七月一日
新	旧	新	旧					
					巨理郡山元町高瀬字合戦原百十三一三十七			

○宮城県告示第九百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇七〇〇四一一	グループレホーム 那智の郷 名取市那智が丘二丁目八一	共同生活援助	株式会社ライフアップ	平成二十七年十月一日

○宮城県告示第九百五十一号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があつた

ので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年十月十六日から平成二十七年十月三十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年十月五日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の延長 (メートル)
	前	後	
牡鹿郡女川町竹浦字竹浦一二三番四地先から 同郡同町竹浦字竹浦一二三番地先まで	一〇・四 二七・九	一〇・四 二七・九	一六・六

○宮城県告示第九百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 稲井沢田線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B		
石巻市真野字七の坪四八番一地从先から 同市真野字七の坪七三番一地从先まで	一〇・〇 一〇・三	一〇・〇 一〇・三	三三六・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
岩沼市寺島字新野中四九番一地从先から 同市寺島字西川一五七番一地从先まで	前A	一四・〇〇	一・〇三〇・〇	一・〇三〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	一四・〇〇 六三・〇〇	一・〇三〇・〇	一・〇三〇・〇	

○宮城県告示第九百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	稲井沢田線	石巻市真野字七の坪四八番一地从先から 同市真野字七の坪七三番一地从先まで	平成二十七年 十一月二日

○宮城県告示第九百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亘理線	岩沼市寺島字新野中四九番一地从先から 同市寺島字西川一五七番一地从先まで	平成二十七年 十一月二日

○宮城県告示第九百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 届出者の名称
株式会社東京建築検査機構
- 二 変更後の住所
東京都中央区日本橋富沢町十番十六号
- 三 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋富沢町十番十六号
- 四 変更しようとする年月日
平成二十七年九月二十八日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市切通一番一の一部、七番の一部、十四番の一部、十五番、十六番二、十七番二、十七番三、十八番、十九番二、三十九番、四十番、四十一番、四十三番三、四十三番四、四十五番二、五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

十番二、五十一番の一部、五十二番三、六十六番、
 一番一地先の道の一部、一番一地先の道の先の水
 の一部、四十一番地先の道の一部、四十一番地先
 の道の先の水の一部

仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

大和ハウス工業株式会社
 支配人 岡田 恵吾

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工
 区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大郷町羽生字中ノ町一番、二番一、四番、
 五番一、五番二、六番一、六番二、七番一、八番
 一、十番一、十一番一、十一番二、十二番一、番
 地先の水の一部、五番一地先の水の一部

黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一

社会福祉法人 善俊会

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工
 区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市長岡字塚腰四番二

岩沼市松ヶ丘三丁目八番地の一 泉宮住宅二百二
 十七号

大友 亜由美

岩沼市松ヶ丘三丁目八番地の一 泉宮住宅二百二
 十七号

大友 愛夏

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市
 計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域
 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市浦戸桂島字鬼ヶ浜二十番一地先の道の一
 部、同字台二十三番二の一部

(一―二工区、二工区)

塩竈市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市
 計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域
 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市波路上内九十五番一、百二十二番一の
 一部、百二十七番二の一部、九十五番二地先の道
 の一部

気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市
 計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域
 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市小松字沢田前二番、四番一、五番一、
 四十五番一、四十六番一、四十七番、四十八番、
 四十九番、五十番、五十一番、二番地先の水の一
 部

仙台市宮城野区榴岡三丁目四番一号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

セキスイハイム東北株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十七年十月五日以降無効とする。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 藤 地 光 輝

記

証 票 番 号 第 三 三 号 〇 四 六

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第141号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成27年10月16日

宮 城 県 公 安 委 員 会

1 実施日時

(1) 講習 平成28年1月27日（水）及び同月28日（木）の2日間

(2) 考査 各日午前8時45分から午後5時まで

(2) 考査 平成28年2月4日（木）

午前9時から同10時まで

2 実施場所

(1) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

(2) 考査

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

3 駐車監視員資格者講習の受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成27年12月4日（金）から平成28年1月6日（水）の午前9時から午後5時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。）

(2) 申込期間

平成27年12月4日（金）から平成28年1月6日（水）の午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部交通部交通指導課

(4) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記3の申込先に提出又は郵送すること（郵送については、平成28年1月6日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(5) 手数料

20,000円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）

(2) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

6 その他

- (1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2日間（14時間）の講習を受講後、修了検査（1時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料（9,900円）が別途必要である。
- (3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第51条の8第1項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。
- (5) 受講人数は、40名を予定しているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

7 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 022-221-7171 内線5143～5149